

( 別 紙 )

番号	対象部分	御意見	御意見に対する考え方
1	第3条(合理的配慮の提供)関係	<p>第3条に、「女性など、障害に加え複合的な困難を持ち、障壁の除去が容易ではない場合について留意する必要がある。」を加える。</p> <p>(理由) 障害者の中でもより立場が弱く、複合的な困難を抱えている、障害のある女性などへの合理的配慮は、対応が複雑な場合が多いため、とくに留意する必要があるため。</p>	<p>第2条において、「職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。)を理由として、障害者(障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。)でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」としており、御意見をいただいた部分については、上記下線部分の記述に含まれております。</p>
2	第4条(監督者の責務)関係	<p>第1項を以下のとおりとすること。 「…は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。」</p> <p>(理由) 監督者の責務を明確にするため。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「第4条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者(以下「監督者」という。)は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。」</p>
3		<p>第1項に、「障害者が適切に合理的配慮の申し出ができるようにするために、あらかじめ省庁においてコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を配置すること。」を加える。</p> <p>(理由) 障害者が「合理的配慮」を申し出るために、コミュニケーションを支援する者(聴覚障害者の場合は手話通訳者・要約筆記者等)が必要なため。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「第6条 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。」</p>
4	第6条(相談体制の整備)関係	<p>第1項第5号及び第8号の文頭に、「障害者である職員等、」を加える。</p> <p>(理由) 相談窓口指定されている者に、障害当事者が含まれているように見えないため。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「五 障害者である職員等人事等事務を担当する参事官が指名する職員」 「八 障害者である職員等人事等事務を担当する復興局次長が指名する職員」</p>
5		<p>第4項を以下の表現に改める。 「障害者及びその家族その他の関係者からの相談等への的確な対応を推進するため、第1項の相談窓口は障害の特性に関する専門知識を有する担当者を配置する等、充実を図るものとする。」</p> <p>(理由) 相談窓口の担当となる者が障害の特性についての理解や知識があるのか疑問であり、的確な対応ができないのではないかと感じるため。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「第6条 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。」</p>

番号	対象部分	御意見	御意見に対する考え方
6	第6条(相談体制の整備)関係	<p>第4項を以下の表現に改める。  「第1項の相談窓口は、障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保し(手話通訳者・要約筆記者等)、充実を図るよう努めるものとする。また、相談窓口には障害の特性に関する専門知識を有する障害当事者を含む外部有識者を入れる。」</p> <p>(理由)  障害の特性についての理解がなければ、障害者及びその家族等の相談に適切な対応ができないと考えるため。また、障害者が適切に意思の表明ができるようにするためには、コミュニケーション方法の配慮だけでなく、聴覚障害者のための手話通訳者を設置する等、コミュニケーションを支援する者の設置も併せて明記する必要があると考えるため。</p>	<p>・前段について、御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。  「第6条 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。」</p> <p>・後段について、番号4の御意見を踏まえ、「障害者である職員等人事等事務を担当する参事官が指名する職員」を相談窓口とすることとしています。  なお、相談窓口においては、プライバシーや人事に係る情報を扱うことも想定されることから、守秘義務のかかっている外部の方を参画させることは予定していません。</p>
7		<p>第4項に以下の文言を追加する。  「4 相談窓口は、合理的配慮の提供及び過重な負担についての説明等の際、障害者からの理解が得られない場合は、障害当事者団体に意見を求めたり相談する等、建設的な解決に努める。」</p> <p>(理由)  障害者と担当者間で解決が難しい案件は相談窓口を中心に調整し、解決に当たれるよう明文化が必要なため。</p>	<p>相談窓口においては、プライバシーや人事に係る情報を扱うことも想定されることから、守秘義務のかかっている外部の方を参画させることは予定していません。</p>
8		<p>第4項以下を以下のとおりとすること。  「4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、<u>相談体制の充実を図るものとする。</u>」  「5 <u>相談窓口について障害者及び関係者にわかりやすい形で周知されなければならない。</u>」</p> <p>(理由)  第4項は、相談体制の充実を図る旨明記することが適切であるため。  第5項は、相談窓口の一覧が対応要領に記載されただけではどこに相談すればよいのかわかりにくいことから、相談の実効性を高める観点から周知についての規定を加えるべきであるため。</p>	<p>4については、同じ旨を盛り込んでいます。  5については、具体的な連絡先について、復興庁ホームページに分かりやすく記載することとしています。</p>
9		<p>第6条に以下を追加する。  「相談者の性別に配慮した相談体制となるよう、相談員のなかに女性を必ず配置する。」</p> <p>(理由)  相談者の性別に配慮した相談のために不可欠。男性のみの相談窓口の場合、女性特有の悩みや問題について相談を躊躇する場合がある。相談窓口が障害のある女性の複合的な困難について正しく理解していなければ、相談の場でハラスメントや、たらい回し、放置などが発生し、問題がより複雑・深刻化しかねないため。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。  「第6条 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。」</p>

番号	対象部分	御意見	御意見に対する考え方
10	第7条(研修・啓発)関係	<p>第4項の「職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、」の後に「障害女性などの複合的な困難についても理解させ」を加える。</p> <p>(理由) 障害のある女性の複合的な困難などの問題を正しく理解し、十分な配慮をもって対応できるようにするため。</p>	<p>研修の内容等の詳細については、今後検討することとしていますが、その検討にあたって、頂いた御意見も参考にさせていただきます。</p>
11	別紙 第2 正当な理由の判断の視点関係	<p>4行目以降を以下のとおりとすること。 「…正当な理由に相当するか否かについて、<u>具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益…障害者にその理由を説明するものとし、…</u>」</p> <p>(理由) 正当な理由が拡大解釈されることで結果として障害を理由とする差別が解消されない事態が考えられるため。また、正当な理由があると判断した場合の障害者への説明は義務化するべきであるため。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「…正当な理由に相当するか否かについて、<u>具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益…障害者にその理由を説明するものとし、…</u>」</p>
12		<p>厚生労働省福祉事業者向けの対応指針案、経済産業省の対応指針案に書かれている以下の文章を書き加える。 「なお、「客観的に判断する」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものです。また、「正当な理由」を根拠に、不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨が形骸化されるべきではなく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定される といった理由によりサービスを提供しないといったことは適切ではありません。」</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「…正当な理由に相当するか否かについて、<u>具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益…障害者にその理由を説明するものとし、…</u>」 また、案文においても、「個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益…及び復興庁の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。」と明記しています。</p>
13		<p>以下の文言を追加する。 「職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得よう努めることが望ましい。<u>理解を得られない場合は、相談窓口と調整を図ること。</u>」</p> <p>(理由) 障害者から理解を得られない場合に、相談窓口が省・担当課職員と障害者の間に入ることで、調整・歩み寄りを図る必要があると考えるため。</p>	<p>復興庁職員による障害を理由とする差別に関する相談等は、第6条に規定する相談窓口において承ることとしています。</p>
14	別紙 第3 不当な差別的取扱いの具体例関係	<p>「○学校への入学の際に「授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと」のうち、「正当な理由のない」を削除する。</p> <p>(理由) 実際、小学校現場でも保護者付き添いの元で授業を受けたり、保護者付き添いで校外学習に参加しなければならない場面を過去に見てきたが、いかなる理由であれ、条件を付すことがあってはならないと考えるため。</p>	<p>当庁の対応要領の案文においてそのような記述はありません。</p>

番号	対象部分	御意見	御意見に対する考え方
15	別紙 第4 合理的配慮の基本的な考え方関係	「合理的配慮は、復興庁の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること」とされているが、本来的業務の範囲を厳格に解釈して、合理的配慮を提供すべき場面を限定すべきではない。	合理的配慮については、基本方針において基本的な考え方が整理・記述されており、これに基づく対応要領においても同様の記述としています。対応要領の運用に当たっては、頂いた御意見を参考にさせていただきます。
16		「2」に以下を加える。 「女性など、障害に加え複合的な困難を持ち、障壁の除去が容易ではない場合について留意する必要がある。」  (理由) 障害者の中でもより立場が弱く、複合的な困難を抱えている、障害のある女性などへの合理的配慮は、対応が複雑な場合が多いため、とくに留意する必要があるため。	「2」において、「合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。」としており、御意見をいただいた部分については、上記下線部分の記述に含まれております。
17		「(通訳を介するものを含む。)」を「(言語通訳・手話通訳・要約筆記者・盲ろう通訳等を介するものを含む。)」とすべきである。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「第6条 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。」
18		下線部の文言を追加。 「意思の表明に当たっては、具体的場面において、・・・障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(手話通訳・要約筆記等、通訳を介するものを含む。)により伝えられる。障害者による意思の表明を可能にするために、省庁内においてコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を設置すること。また、・・・当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するためにコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者を含む)の設置等により建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。」  (理由) 障害者が適切に意思の表明ができるようにするためには、コミュニケーション方法の配慮だけでなく、聴覚障害者のための手話通訳者を設置する等、コミュニケーションを支援する者の設置も併せて明記する必要があると考えるため。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「第6条 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。」
19		「3」及び「5」を以下のとおりとする。 「3」の末尾 … 「自主的に取り組むものとする。」 「5」の末尾 … 「盛り込むものとする。」  (理由) 法の趣旨を広く社会に定着させるために、率先垂範の視点から。	御意見を踏まえ、第2条に以下の記述を盛り込みます。 「なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。」

番号	対象部分	御意見	御意見に対する考え方
20	別紙 第5 過重な負担の基本的な考え方関係	<p>第5の3行目を以下のとおりとする。 「…その理由を説明するものとし、…」</p> <p>(理由) 過重な負担に当たると判断した場合には、判断した側はその理由等について障害者に説明することを義務化することが適切であるため。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「…その理由を説明するものとし、…」</p>
21		<p>以下の文言を追加。 「「過重な負担」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものです。また、「過重な負担」を根拠に、合理的配慮の提供をもとめる法の趣旨が形骸化されるべきではありません。」</p> <p>(理由) 障害のない人が普通に行使できる権利を制限する「過重な負担」という抗弁(差別行為の正当化)はあくまでも例外的なものであり、国や独立行政法人などの省庁機関は民間の手本となるよう、それらについてはできるだけ慎重に判断すべきであるため。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「過重な負担については、<u>具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく</u>、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。」</p>
22		<p>下線部の文言を追加。 「職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明し、理解を得よう努めることが望ましい。<u>理解を得られない場合は、相談窓口と調整を図ること。</u>」</p> <p>(理由) 障害者から理解を得られない場合に、相談窓口が省・担当課職員と障害者の間に入ること、調整・歩み寄りを図る必要があると考えるため。</p>	<p>復興庁職員による障害を理由とする差別に関する相談等は、第6条に規定する相談窓口において承ることとしています。</p>
23	別紙 第6 合理的配慮の具体例関係	<p>「(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)」に「○電光表示板、磁気誘導ループなどの補聴装置の設置、音声ガイドの設置」を加えるべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下の記述を盛り込みます。 「○ 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。」</p>
24		<p>「(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)」に「○館内放送や天災や事故などの緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや電光掲示板などを活用し、館内の目につきやすい場所に分かりやすい表現で掲示すること。」を加える。</p> <p>(理由) 聴覚障害者は、館内放送や緊急放送を聞くことができず状況が分からない為、聞こえる人も聞こえない人も、誰もが分かる方法で、対応するべきと考えるため。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下の記述を盛り込みます。 「○ 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。」</p>

番号	対象部分	御意見	御意見に対する考え方
25	別紙 第6 合理的配慮の具体例関係	「(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)」の具体例に「要約筆記」を明記すべきである。	別紙第6の記載の具体例はあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。頂いた事例は、今後の参考とさせていただきます。
26		「(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)」に「必要に応じてコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を設置する。」を加える。  (理由) 意思疎通の配慮の具体例として、コミュニケーション方法だけでなく、手話通訳者等、人的支援についても明記すべきと考えるため。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「第6条 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。」
27		「(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)」に「会議の進行の際には、委員の障害の特性に合った介助員を付ける等配慮すること。」を加える。  (理由) 改正障害者基本法第33条第2項に「様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた協議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。」とあるように、「会議における合理的配慮事例」の記述が必要。 例えば、聴覚障害者の場合、音声情報が入らないため、資料と手話もしくは文字通訳を同時に見るができない。そのための介助員が必要なため。	御意見を踏まえ、以下の記述を盛り込みます。 「○ 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。」
28		「(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)」の「知的障害者」を「障害者」に改める。  (理由) ゆっくり、丁寧な説明、なじみのない外来語はさける、といった配慮は知的障害者だけでなく、他の障害者等からも申し出があることが考えられるため。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「○ 障害者から申し出があった際に、…」
29		下線部の文言を追加。 「意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。出来れば絵カード等を意思疎通の選択肢の1つとしてあらかじめ提示する方が望ましい。」  (理由) 絵カード等を意思疎通の選択肢の1つとしてあらかじめ提示した方が助かるため。	「意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。」には、当然、絵カード等を意思疎通の選択肢の1つとしてあらかじめ提示することも含めており、障害の特性に応じて、障害者の方にわかりやすい対応を行うことは、当然のことと考えております。

番号	対象部分	御意見	御意見に対する考え方
30	別紙 第6 合理的配慮の具体例関係	<p>「(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)」の「○ 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。」を削除する。</p> <p>(理由) 発達障害者の中には順番をまつことにイライラしたりする方もいるが、それは障害特性というより「順番を守る」ことを学習しそねた結果(未学習の結果)というべきもの(発達障害児者でも多くは学童期あたりまでには学習できるものです)。よって、「順番の入れ替え」は、これを国レベルで推奨すべき合理的配慮としてしまうことは、未学習のある当事者において「自分は発達障害だから優先されるべき」といった誤学習にもつながりかねず、いきすぎた配慮の要求や、自治体窓口や民間でのトラブルへの波及、ひいては訴訟等の増加等なども懸念されるため。</p>	<p>この記載は、必ずしも特定の障害を念頭に置いたものではありません。障害には様々な種類があり、またその状況も人によって大きく異なることから、実際の運用に当たっては、御本人や周囲の方に状況をお伺いしながら、適切な形で対応させていただきます。</p>
31		<p>下線部の文言を追加。 「……障害のある委員の理解を援助する者及びコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)の同席を認める。」</p> <p>(理由) 聴覚障害者の場合、会議の理解を援助する者だけでなく、情報保障・コミュニケーションを支援する者の同席が必要なため。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下の記述を盛り込みます。 「○ 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。」</p>